

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和5年9月11日 09時50分ごろ
発生場所	千葉県南房総市富浦町多田良海岸北西方沖（富浦湾） 富浦港西防波堤灯台から真方位345° 800m付近 （概位 北緯35° 02.9′ 東経139° 49.2′）
事故の概要	プレジャーボートおじゃる丸は、航行中、浸水した。
事故調査の経過	令和5年10月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート おじゃる丸、5トン未満（長さ2.81m） 232-44120千葉、個人所有 ゴム製 ガソリン機関（船外機）、4.4kW、平成25年5月進水
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型・特殊・特定（令和4年5月24日をもって失効中）
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、海面水温 約27℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、釣りの目的で多田良海岸を出航した。</p> <p>本船は、ふだん、操縦者の自家用車内に畳んで保管されており、使用時には高圧ポンプで船体の周囲（船尾方を除く）の円筒形の浮体（以下「チューブ」という。）内の空気室（船首部、右舷部及び左舷部の3か所）に空気を注入するなどして船体を組み立て、船尾部トランサムに船外機を取り付けていた。</p> <p>本船は、富浦湾内を移動していたところ、劣化により、船尾部トランサム付近のチューブの接着面が剥がれて空気室が破損して空気が抜け、船外機が船外に傾き、破損箇所から海水が船内に浸入した。</p> <p>操縦者は、浸水以降も船外機が動いていたので、出航地に戻りながら釣りを行っていたところ、船尾部の破損が進み、船外機が船外に更に傾いた後に停止した。</p> <p>操縦者は、積載していたオールを漕いで出航地に戻ろうとしたが、オールが脱落して航行不能となり、携帯電話で知人に118番通報を依頼した。</p> <p>海上保安庁の要請を受けた近隣の水難救難所の救助船は、操縦者を救助し、本船を揚収して、富浦町富浦新港に入港した。</p>

	<p>本船の船外機は海中に没した。</p> <p>操縦者は、腰ベルト式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>本事故時の船内への浸水は、操縦者のくるぶしの高さ程度であった。</p> <p>操縦者は、本事故以前に本船を使用したのが1年以上前で、航行に支障のない船体のチューブの一部が剥がれていたことに気付いていたが、沿岸の釣りであれば出航できると思っていた。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、航行中、劣化により船尾部トランサム付近のチューブの接着面が剥がれ、船外機が船尾側に傾いて船尾部のチューブ内の空気室に破損を生じたことから、船内に浸水したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、小型船舶操縦免許証が失効中であり、小型船舶を操縦してはならなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、航行中、劣化により船尾部トランサム付近のチューブの接着面が剥がれ、船外機が船尾側に傾いて船尾部のチューブ内の空気室に破損を生じたため、船内に浸水したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、発航前検査を実施し、船体の状態を確認した上で船舶を使用すること。</li> <li>・ 船長は、小型船舶操縦免許証の更新手続を行い、有効な免許証を保持して小型船舶を操縦すること。</li> </ul>